

角田滑空場運用規程

(社) 宮城県航空協会

1. 目的

この規定は（社）宮城県航空協会が占有する角田滑空場における運航を効率的、かつ安全に実施するために定めるものとする。

2. 全般

- 2-1 名称は角田滑空場とする。（以下、滑空場という）
- 2-2 滑空場の管理は（社）宮城県航空協会（以下、協会という）がおこなう。
- 2-3 滑空場の管理者は協会理事長または理事長が指名するものとする。
- 2-4 滑空場の管理者は地域社会との融合を念頭に置いた、滑空場の占有及び活動を心がけなければならない。

3. 滑空場の使用

- 3-1 滑空場を使用できる者は協会の会員及び傘下団体に所属する者、または協会が認めた団体及び個人とする。
- 3-2 滑空場を使用する者は使用に際し事前に管理者に連絡し許可（別紙6）を得ること。
- 3-3 協会の会員および傘下団体以外に所属する者以外で滑空場を使用しようとするものは事前に協会に申請（別紙5）しなければならない。

4. 滑空機による飛行訓練

- 4-1 運航責任者
 - 4-1-1 滑空場で飛行を行うときは運航責任者を置かななければならない。
 - 4-1-2 運航責任者は協会が認めたものとする。
 - 4-1-3 運航責任者は滑空場での飛行、運航を管理し航空法ほか法令を遵守し安全に努めること。
 - 4-1-4 運航責任者は指導者（教官）を把握し教官は操縦練習を行おうとするものが有効な操縦練習許可書を携行していることを確認しなければならない。
- 4-2 滑空場での飛行
 - 4-2-1 滑空場で飛行及び活動を行うものは運航責任者の指示に従うこと。
- 4-3 角田フライトサービス（飛行援助用） 130.80MHz
 - 4-3-1 滑空場がオープンしているときは常に角田フライトサービス（130.80MHz）を開設すること。
 - 4-3-2 滑空場での離着陸及び周辺で飛行を行う航空機は角田フライトサービスと通信設定を行うこと。
 - 4-3-3 角田フライトサービスは運航責任者又は運航責任者が指名したものが統制を行う。

4-4 場周経路

- 4-4-1 滑空場での離着陸及び着陸を行う航空機は（原則として）定められた場周経路（別紙1）を定められた方式、高度で飛行すること。

4-5 訓練空域

- 4-5-1 義務無線機を搭載していない機体に関しては訓練空域（別紙2）で飛行を行うこと。
- 4-5-2 義務無線機を搭載している機体で飛行する場合、仙台 TCA エリア内で高度3000ft以上の高度に上昇するときは仙台 TCA（121.025MHz）と通信設定を行うこと。

4-6 申請関係

- 4-6-1 航空法第60条、92条の但し書きの申請など、各種法的な手続きは滑空場を使用するものが責任を持って行い、その写しを協会に提出すること。

4-7 気象条件

- 4-7-1 風が正対12m/s、横風成分が5m/sを越えた場合には飛行を行ってはならない。

4-8 騒音対策

- 4-8-1 運航責任者は騒音苦情に対して考慮した飛行経路（別紙3）を飛行させるように指示すること。
- 4-8-2 指示された飛行空域直上での飛行は極力さけること。

4-9 法令の遵守

- 4-9-1 各種法令を遵守し、飛行すること。

4-10 地上での運航

4-10-1 滑空場内での車両の運航

- ・車両は定められた（別紙4）を走行すること。
- ・滑走路内に運航に関係ない車両は入れないこと。
- ・運航のため車両を滑走路内に入れる場合は極力路面を荒らさないように注意すること。

4-10-2 繫留

機体及び機材を滑空場内に停泊する場合は、次の方式により繫留を行うこと。

- ・機体及び機材の繫留は指定された場所（別紙4）におこなう。
- ・機体は翼端、機首及び尾部をらせん状の杭及び丈夫なロープで使用してしっかりと繫留すること。
- ・運航責任者が最終的な確認を行うこと。

4-10-3 危険物

- ・滑空場内に航空機、車両の燃料以外の危険物を持ち込まないこと。

- ・燃料は（別紙4）にて図示された場所におくこと。
- ・危険物の管理は運航責任者または運航責任者が指名したものが行うこと。

4-1-1 安全対策

4-1-1-1 第3者に対する安全処置

- ・第3者の滑走路への立ち入りを防止する為に必要な場合は柵を設置し掲示板を立てる。
- ・フライト開始時には滑走路あるいは川岸などに第3者がいないかどうか毎回確認すること。